

## 第5章



## 子ども・子育て支援法に基づく取り組み



## 第5章 子ども・子育て支援法に基づく取り組み

### 1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、市町村は、離島や山間地などの地理的要件や合併の経緯及び交通事情など、地域の実情に応じて区域を設定することができますが、本町においては、教育・保育提供区域の区分設定を行う合理的理由がないことから、町全体をもって1区域とします。

### 2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の推計方法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」の推計方法については、国の手引きにより標準的な算定方式が示されていますが、より効果的、効率的な算定方法について、子ども・子育て会議の論議や、「潜在ニーズを含めた量の見込みを把握したうえで確保方策を定める」という制度の基本的な考え方を踏まえ、各自治体による独自の推計方法を妨げないとされています。

本町では、国が示した算定方式による量の見込みを参考にしながら、これまでの利用状況や今後の出生数の動向から独自の推計方法に基づき量の見込みを算定しました。

### 3 教育・保育に関する「量の見込み」と「確保方策」

◆表の見方

②支給認定／年齢区分

第1号:教育利用(満3歳以上)

第2号:保育利用(満3歳以上)

第3号:保育利用(満3歳未満)

①計画年度

1 平成27年度

④保育利用見込み数

(0歳、1・2歳、3-5歳)

単位:人

支給認定区分	第1号	第2号	第3号	
年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満	
			1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)	教育 7	教育 3	保育 306	保育 120
	10		479	
確保 方策	教育・保育施設 7	教育・保育施設 3	保育所・認定こども園 306	保育所・認定こども園 120
	地域型保育事業 0		地域型保育事業 0	
確保合計	7	3	306	120
	7		479	

③教育利用見込み数

⑤施設・事業区分

【教育・保育施設】

幼稚園、保育所、認定こども園

【地域型保育事業】

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育

⑥教育利用見込み数に対する幼稚園・認定こども園の確保定員数

⑦保育利用見込み数に対する保育所・認定こども園・地域型保育事業の確保定員数

※第2号の利用見込み数が「教育」と「保育」に分かれているのは、通常、保育の必要性がある「保育（2号）認定」を受けられる共働き家庭のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者について、幼稚園において定員を確保するためです。

## 第5章 子ども・子育て支援法に基づく取り組み

平成27年度

単位：人

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		7	3	306	120	53
		10		479		
確保 方策	教育・保育施設	7	3	306	120	53
	地域型保育事業	/			0	0
確保合計		7	3	306	120	53
				479		

平成28年度

単位：人

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		8	3	310	113	54
		11		477		
確保 方策	教育・保育施設	8	3	310	113	54
	地域型保育事業	/			0	0
確保合計		8	3	310	113	54
				477		

平成29年度

単位：人

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		7	3	280	123	56
		10		459		
確保 方策	教育・保育施設	7	3	280	123	56
	地域型保育事業	/			0	0
確保合計		7	3	280	123	56
				459		

平成30年度

単位：人

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		7	3	276	122	56
		10		454		
確保 方策	教育・保育施設	7	3	276	122	56
	地域型保育事業				0	0
確保合計		7	3	276	122	56
				454		

平成31年度

単位：人

支給認定区分		第1号	第2号		第3号	
年齢		満3歳以上	満3歳以上		満3歳未満	
					1歳・2歳	0歳
必要利用定員総数 (量の見込み)		教育	教育	保育	保育	保育
		7	2	263	121	55
		9		439		
確保 方策	教育・保育施設	7	2	263	121	55
	地域型保育事業				0	0
確保合計		7	2	263	121	55
				439		

### (1) 確保方策について

教育・保育施設では、現在ある4か所の保育所において量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

また、地域型保育事業で量の見込みを確保する予定はありませんが、需要に応じ、事業者からの申請を受け事業の実施を支援します。

町内には、幼稚園や認定こども園がないことや、勤務地の関係等により町外の教育・保育施設を希望する場合は、所在地市町等と入所調整を図ってまいります。

### (2) 確保方策における今後の予定

- ① あらと保育園とよつば保育園が、平成28年4月から幼保連携型認定こども園となる予定です。
- ② さくらの保育園では、幼保連携型認定こども園になることについて検討中です。
- ③ ひがしね保育園では、平成27年度に民営化等の検討を行います。

## 4 地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」と「確保方策」

### (1) 利用者支援事業

子ども及び保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、当該13事業やその他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及び保護者の身近な場所において、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。量の見込みはありませんが、健康福祉課子育て支援係や子育て支援センターにおいて機能を担っていきます。

### (2) 延長保育事業

特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の延長保育に係る利用料について、その全部または一部を助成することで、必要な保育を確保する事業です。特定教育・保育施設において、量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：1日平均利用人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	110	110	110	110	110
②確保方策	110	110	110	110	110
②－①	0	0	0	0	0

### (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況により町が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用の全部または一部を助成する事業です。量の見込みはありませんが、需要の状況に応じ事業の実施について検討します。

### (4) 多様な事業者の参入を促進する事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進する事業です。量の見込みはありませんが、需要の状況に応じ事業の実施について検討します。

## (5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び・生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。放課後児童クラブにおいて量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：放課後児童クラブ登録通常利用児童人数\*

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	135	133	132	131	130
小学1～3年生	120	119	118	117	116
小学4～6年生	15	14	14	14	14
②確保方策	135	133	132	131	130
②-①	0	0	0	0	0

\*放課後児童クラブ登録通常利用児童人数：毎日利用している人数と、毎日利用していない人の一日平均利用人数の合計

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難な児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。量の見込みはありませんが、需要の状況に応じ事業の実施について検討します。

## (7) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・助言・援助」を行う事業です。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	106	104	102	99	97
②確保方策	実施機関：町健康福祉課 実施体制：保健師4人				

## (8) 養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

乳児家庭全戸訪問の実施等により把握した要支援児童や特定妊婦に対し、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	23	23	22	22	21
②確保方策	実施機関：町健康福祉課 実施体制：保健師4人、保育士1人				



(9) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児の保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。子育て支援センターにおいて量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：延べ利用人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
②確保方策	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
②-①	0	0	0	0	0

(10) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、教育・保育施設において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。特定教育・保育施設において、量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：延べ利用日数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	500	500	500	500	500
②確保方策	500	500	500	500	500
②-①	0	0	0	0	0

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育）

疾病にかかっている「保育を必要とする乳幼児」及び「家庭において保育を受けることが困難となった小学生」を教育・保育施設、病院、診療所等の施設において保育を行う事業です。量の見込みはありませんが、需要の状況に応じ事業の実施について検討します。

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の一時的な預かりまたは外出支援について、援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者の連絡・調整、講習の実施その他必要な支援を行う事業です。子育て支援センターにおいて量の見込みに合わせ実施体制を整備します。

単位：登録会員数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保方策	100	100	100	100	100
②-①	0	0	0	0	0

### (13) 妊婦健診

町が必要に応じて、妊婦に対して行う健康診断です。

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,009	987	965	943	921
②確保方策	実施場所：県医師会との委託医療機関 検査項目：血液検査、定期検査（超音波）、保健指導 実施時期：妊娠初期～出産				

※量の見込みは延べ人数です。

## 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う教育・保育施設の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、本町として、保育所の施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進してまいります。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、本町では、既存の保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図ってまいります。



## 第6章



## 計画の推進にあたって



## 第6章 計画の推進にあたって

### 1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めます。

### 2 関係機関等との連携・協働

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政などが相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

### 3 白鷹町子ども・子育て会議での意見聴取

計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき条例により町長の附属機関として設置した「白鷹町子ども・子育て会議」で意見をいただきます。委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。